

平成31年4月から、修学の最終1年間の支給額の
引上げと一部資格の支給期間の拡充がされました。

(令和2年度)

高等職業訓練促進給付金等事業

高等職業訓練促進給付金等事業とは、ひとり親家庭の方の就業を支援するため、専門的な資格取得を目的として養成機関で修業する場合、一定の条件を満たす方に生活費を支給する制度です。また、修業期間の修了後、修了支援給付金を支給する制度もあります。

対象者は>

京都市内にお住まいの母子家庭のお母さん又は父子家庭のお父さんで、次のすべてに該当する方

- ・ 20歳未満のお子さんを扶養していること。
- ・ 対象資格を取得するため、養成機関（裏面注意事項参照）で1年以上のカリキュラムを修業すること。
- ・ 児童扶養手当を受給しているか、又は同様の所得水準であること。
- ・ 資格取得のための修業と就労又は育児の両立が困難であること。
- ・ 求職者支援制度における職業訓練受講給付金等、高等職業訓練促進給付金等と趣旨を同じくする給付を受けていないこと。

対象資格は>

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科技工士、歯科衛生士、視能訓練士、言語聴覚士、製菓衛生師、調理師

給付金の種類・支給期間・支給額は>

①高等職業訓練促進給付金

修業期間中（原則上限3年）

※ 支給は、支給申請を受け付けた月以降の分からとなります。（裏面注意事項参照）

※ 修業期間中に児童が20歳になった場合は、20歳になった月までの支給となります。

※ 3年間の課程履修で資格取得できる看護師等の場合や准看護師の資格取得後に看護師資格を取得する場合は、支給期間は最大3年となります。

②高等職業訓練修了支援給付金

修了後に1回のみのお支給

※ 修了日の翌日から30日以内に申請が必要です。（修了日の申請可）

※ 修業開始時と修了時ともに要件を満たしていた方に限ります。

※ 促進給付金の支給を受け准看護師養成期間を修了する方が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合は、看護師養成機関の修了日以降に修了支援給付金を支給します。

	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
①高等職業訓練促進給付金 （下段：修業する期間の最後の1年）	月額10万円 （月額14万円）	月額7万500円 （月額11万500円）
②高等職業訓練修了支援給付金	5万円	2万5000円

申請に必要な書類は>

- ・ 申請者、お子さん、その他同一世帯員のマイナンバーが分かるもの
- ・ 養成機関の長による在籍を証明する書類（申請する月中に発行されたもの）
（児童扶養手当を受給していない場合）
 - ・ 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本
 - ・ 申請者、その扶養している児童及び属する世帯全員の住民票の写し（省略のないもの）
- （通信制を利用する場合）
 - ・ 就労していることを証明する書類（給与明細書の写し、健康保険証の写し等）

《下記申請書等（区役所・支所にあります。）》

- ・ 京都市高等職業訓練促進給付金等支給申請書
- ・ 同意書（地方税関係情報の取得に係る）
- ・ 他の受給の有無に係る申告書及び調査同意書
- ・ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

注意事項>

- ・ 支給対象の養成機関とは、各資格に関する法令により国が指定する機関のことです。
- ・ 働きながら資格取得を目指す場合等には通信教育の利用ができません（別途要相談）
- ・ 高等職業訓練促進給付金は、支給申請を受け付けた月以降の分からの支給となります。
（例）2019年4月（2年コース）入学された方が、7月に申請書及び必要書類を御提出いただいた場合は、7月分から（2019年7月～2021年3月）の支給となります。
- ・ 高等職業訓練促進給付金等の支給は、1人につき1資格のみです。
※ただし、准看護師養成期間を修了する方が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合は、通算3年分の給付金を支給します。
- ・ 介護福祉士の資格の取得を希望される場合は、まずは、求職者支援制度における職業訓練受講給付金の活用を御検討ください（詳しくはハローワークにお問合せください。）。
- ・ 一部の講座において、高等職業訓練促進給付金と自立支援教育訓練給付金を併給することができます。ただし、自立支援教育訓練給付金を受ける場合、高等職業訓練促進資金貸付金（入学準備金）を受けられなくなります。
- ・ 高等職業訓練促進給付金受給中は、支給要件確認のために、下表のとおり定期的に必要書類をお住まいの区役所・支所に提出していただくことが必要です。

確認事項	必要書類	提出月
在籍状況の確認	養成機関の長による在籍を証明する書類	4月、7月、 10月、1月
進級の確認、 単位取得の確認	養成機関の長による単位取得を証明する書類	毎年4月
所得区分の確認	所得区分に変更がある場合は、資格変更届 他	毎年7～8月

お問い合わせは

お住まいの区の区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室子育て推進担当まで
（京北地域の方は京北出張所保健福祉第一担当まで）